

○合志市有害鳥獣侵入防止柵購入費助成事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 31 日

告示第29号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、有害鳥獣による農作物被害を未然に防止するため、有害鳥獣侵入防止柵の購入に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、合志市補助金等交付規則（平成18年合志市規則第40号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害鳥獣 農作物に被害を与える野生の猪、鹿、アナグマ、カラス、その他の動物をいう。
- (2) 侵入防止柵 ワイヤーマッシュ柵、金網柵、電気柵、ネット柵又はこれらの複合柵をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に住所及び営農地を有する認定農業者又は認定新規就農者
- (2) 市税の滞納がない者

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、侵入防止柵の設置対象圃場は、市内の農地のみとし、同一圃場における法定耐用年数内での申請は認めないものとする。

- (1) 侵入防止柵の購入に要する経費
- (2) その他市長が必要と認める経費

2 前項に規定する経費は、消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、購入経費の 2 分の 1 以内（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）とする。ただし、当該年度において10a当たり 5 万円かつ 1 経営体当たり 3 0 万円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、合志市有害鳥獣侵入防止柵購入費助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- (2) 見積書
- (3) 事業を実施する圃場の位置図
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けた者は、侵入防止柵を設置した同一圃場において、法定耐用年数内での補助金の交付の申請はできないものとする。

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定するときは、合志市有害鳥獣侵入防止柵購入費助成事業補助金交付決定書（様式第3号）により通知するものとする。

（内容の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後、第6条の規定による申請の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ合志市有害鳥獣侵入防止柵購入費助成事業補助金（変更・中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

（変更後の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定により変更又は中止の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、合志市有害鳥獣侵入防止柵購入費助成事業補助金（変更・中止）承認決定書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金の上限額は、第5条の規定による交付上限額とする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、事業が完了した日から起算して30日以内又はその完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、合志市有害鳥獣侵入防止柵購入費助成事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書及び収支決算書（様式第7号）
- (2) 売買契約書又は発注したことが証明できる書類
- (3) 納品書

- (4) 請求書
 - (5) 領収書又は支払いしたことが証明できる書類
 - (6) 設置完了写真
 - (7) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書等の審査、その他必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る支援事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、合志市有害鳥獣侵入防止柵購入費助成事業補助金確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定により、補助金の額の確定を受けた者が、補助金の交付の請求をしようとするときは、合志市有害鳥獣侵入防止柵購入費助成事業補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (3) その他市長が特に適当でないと認めた場合

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(財産の管理及び処分の制限)

第14条 交付決定者は、購入した侵入防止柵について、補助金の交付の目的に従い、法定耐用年数の期間内において適正に管理するものとし、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、売却し、取り壊し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

